

2013年4月から厚生年金の支給開始が61歳となる。その後も徐々に年齢が上がり、今のところ最終的に65歳となる予定だ。従来、厚生年金は60歳から受け取ることができただけに空白期間をどうやり繰りするかは大きな課題。「繰り上げ」制度を使って60歳から年金をもらう手もあるが、注意点は多い。

「来年4月以降に混乱が起これるのでは」。年金制度に詳しい特定社会保険労務士の東海林正昭氏は不安を抱く。最近、来年4月からの制度変更について、同業者や一般向けに話をする機会が増えてきた。だが「60歳から年金が出ないのは非常に大きな変化なのに、一般的にあまり知られていない」(東海林氏)。

混乱を防ぐためにも、誰を对象に何が変わるのか、基本をしっかり押さえておこう。

最終的に65歳から

会社勤めなどで厚生年金に加入していた人が25年以上の加入などの条件を満たした場合、これまでは60歳になると厚生年金が支給された。ところが、来年4月以降60歳になる男性はその時点から受け取れず、61歳になって初めて受け取れるようになる。正確にいうと、1953年(昭和28年)4月2日から55年(昭和30年)4月1日生まれの人までが61歳からの支給となる。その後も生年月日により段階的に支給開始を遅らせる措置が進む。最終的に61年(昭和36年)4月2日以降生まれの男性は65歳で支給が始まる。女性は男性より5年遅れでスケジュールが進み、61歳支給開始は58年(昭和33年)

年金空白がやってくる

年金の受け取り方(1953年4月2日~55年4月1日生まれの人の場合)

①通常の場合(61歳から厚生年金、65歳からは基礎年金も併せてもらう)

加給年金とは?
65歳未満の配偶者がいる場合などに支給される年金制度上の扶養手当、年40万円弱。これは繰り上げできない

②60歳から繰り上げて受給する場合

繰り上げ支給の厚生年金 = 1年繰り上げなので①の額より6%減
繰り上げ支給の基礎年金 = 5年繰り上げなので①の額より30%減

ここがポイント!
通常の支給開始年齢よりも繰り上げて厚生年金を受け取るときには基礎年金も同時に繰り上げなければならない

③通常の支給開始年齢以降に基礎年金だけを繰り上げる場合

繰り上げ支給の基礎年金 = 4年繰り上げなので①の額より24%減

ここがポイント!
特別支給の厚生年金が通常の支給開始年齢に達した後は61~65歳の間で基礎年金だけを繰り上げることができる

(注)厚生労働省や社労士の東海林氏の資料を基に作成した概略図。65歳以降に繰り下げて受け取る仕組みもある

厚生年金、来年4月から61歳支給開始

4月2日から60年(昭和35年)4月1日生まれの人。65歳支給開始は66年(昭和41年)4月2日以降に生まれた人だ。85年の年金制度の大改革で厚生年金の支給開始は自営業者の基礎(国民)年金と同じ

く、65歳と定められた。ただ、それまで60歳から支給していたものを急にやめることはできず、60代前半は「特別支給」という形で残してきた。特別支給の厚生年金は加入期間で年金額が決まる「定額分だけが残されている。53年4

部分」と現役時代の給料と加入期間で決まる「報酬比例部分」という2つの部分に分かれていた。定額部分はすでになくなり、現在は報酬比例部分だけが残されている。

入期間で決まる「報酬比例部分」という2つの部分に分かれていた。定額部分はすでになくなり、現在は報酬比例部分だけが残されている。

前倒し受給は慎重に 基礎年金も同時繰り上げ

月2日から55年4月1日に生まれた人ならば、61歳から特別支給の厚生年金(報酬比例部分)を受け取り始め、65歳になると本来の厚生年金に切り替わる。

65歳からは基礎年金も支給される。厚生年金にしか入っていない人も同時に基礎年金にも加入しており、65歳から受け取れる。これが通常の受け取りパターンに当たる。

では、60歳から1年間の年金空白期間にどう対処すればいいのだろうか。改正高年齢者雇用安定法の成立により、原則、60歳の定年後も再雇用の道が開かれた。定年前より給料は減るものの「働いて乗り切るのが一番現実的」(フアイナンシャルプランナーの平賀初恵氏)だ。退職金や貯蓄などで対応する手もある。

しかし、年金がないと厳しいという人もいるだろう。そんな人には「繰り上げ受給」という方法がある。

繰り上げ受給とは本来受け取り始める年齢よりも前倒しで年金を受け取ること。ただし1カ月繰り上げるごとに0.5%ずつ年金額が減り、その額が一生涯続く。61歳支給開始のAさんが60歳からの繰り上げ受給を選んだ場合、12カ月の前倒しになるため、本来よりも6%額が減る。

ここで注意すべきことがある。前倒しする際には厚生年金だけでなく、基礎年金も同時に繰り上げないといけないと決められている。Aさんの場合、基礎年金も一緒に60歳からもらうようにすれば5年前倒しになり、減額は30%に達する。(図②参照)

「繰り上げ受給は慎重に考えた方がいい」(東海林氏)というのが一般的だ。特別支給の厚生年金が本来支給される年齢に達した後は基礎年金だけを自由に繰り上げることができる。(図③参照)が、もちろん基礎年金は減額される。繰り上げを希望するときには年金事務所などでよく相談したい。(編集委員 山口聡)

Aさんは61歳から年120万円(月10万円)の厚生年金、65歳から75万円(月6万2500円)の基礎年金をもらうと仮定しよう。年金事務所でも申請して60歳から受け取るようにすると、厚生年金は6%減の112万8千円、基礎年金は30%減の52万5千円。合計は165万3千円(月13万7750円)だ。

60歳からの1年間はゼロだったはずだが、基礎年金も同時に繰り上げることになるため月14万円弱ももらえる。ここだけを見れば繰り上げは魅力的に映るだろう。

76歳が分岐点

もっとも、考えなければならぬことがある。その一つ、長生きすればするほど生涯の累積受取額は本来の受け取り方をした方が多くなる点を押さえておこう。

基礎年金だけで見ると、60歳からの繰り上げ受給と本来の65歳からもらう場合を比べると、76歳過ぎより長生きすれば本来の受け取りの方が累積額が大きくなる。障害を負ったときに支給される障害年金が受け取れないなどの制約にも気をつけよう。